

東京都板橋区児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱

（令和4年6月30日区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第1項による児童自立生活援助事業の実施について、「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」（平成10年4月22日児発第344号厚生省児童家庭局長通知）及び「就学者自立生活援助事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第56号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）に基づき、児童養護施設の退居児童等であって、義務教育終了後、就業自立を目指す児童等に対して、共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、それらの児童等の社会的自立と豊かな人間性の形成に寄与することを目的とする。

（設置及び運営主体）

第2条 自立援助ホームの設置及び運営主体（以下「事業者」という。）は、区長が適当と認めた児童福祉事業に豊かな経験と熱意を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人等とする。

（対象者）

第3条 児童自立生活援助の対象者は、現に養護に欠けるとともに、社会的に自立するための援助が必要と認められる者のうち、以下のいずれかに該当する者とし、板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「センター所長」という。）が児童自立生活援助の実施を決定（以下「入居者」という。）する。

(1) 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳未満の者（以下「児童等」という。）であって、次のいずれかに該当する者（以下「満20歳未満義務教育終了児童等」という。）として、板橋区子ども家庭総合支援センター（以下「センター」という。）により法第33条の6第1項の規定に基づき児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。

ア 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者

イ アに規定する児童等以外の児童等であって、区長が当該児童等の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めた者

(2) 次のいずれかに該当する者であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であった者に限る。以下「満20歳以上義務教育終了児童等」という。）のうち、法第33条

の6第6項の規定により準用された同条第1項の規定に基づきセンターにより児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校に在学する生徒

イ 学校教育法第63条に規定する中等教育学校に在学する生徒

ウ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒

エ 学校教育法第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）に在学する学生

オ 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学に在学する学生

カ 学校教育法第115条に規定する高等専門学校に在学する学生

キ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する生徒

ク アからキに規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生

（事業内容）

第4条 児童自立生活援助は、前条に規定する入居者が社会的に自立するために必要なものであって、その内容は次の各号に掲げるものとする。ただし、虐待を受けた児童等の緊急の避難先（子どもシェルター）として児童等が共同生活を営むべき住居にあっては、児童の状況に応じ、第1号及び第3号に掲げる就業支援の実施を要しない。

- (1) 就業への取組姿勢及び職場の対人関係についての相談、援助及び指導
- (2) 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談、援助及び指導
- (3) 職場開拓等の活動を通じ児童を安定した職業に就かせるための援助、指導及び就業先との調整
- (4) 入居者の家庭状況に応じた家庭環境の調整
- (5) 児童相談所及び必要に応じて区市町村、警察、児童委員及び公共職業安定所等関係機関との連携
- (6) 自立援助ホームを退居した者に対する生活相談等

（定員）

第5条 自立援助ホームの入居定員は、5名以上20名以下とする。

2 前項の入居定員は、当該自立援助ホームの運営規程で定め、区に届出を行った者とする。

3 事業者は、入居定員を超えて児童自立生活援助の対象者を入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（設備等）

第6条 自立援助ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 入居者の居室その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。
- (2) 入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね2人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- (3) 男女の居室を別にすること。
- (4) 第1号に掲げる設備は、職員が入居者に対して適切な児童自立生活援助を行うことができるものであること。
- (5) 入居者の保健衛生に関する事項及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。

(職員)

第7条 事業者は、自立援助ホームごとに指導員（主として児童自立生活援助に携わる者）及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。

2 指導員は次のとおり配置することとする。

- (1) 入居定員（暫定定員が設定されている場合は暫定定員とする。以下同じ。）の数が6人以下の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員（指導員を補助する者）をもって代えることができる。
- (2) 入居定員の数が7人以上の場合は指導員を4人以上配置することとし、以降入居定員の数が7人から3人増えるごとに指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、別表の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数について補助員をもって代えることができる。
- (3) 指導員は、入居定員に応じて、前2号を満たす配置とする必要があり、入居定員に対応する人数の指導員を配置することができない場合は、入居定員を見直し、又は暫定定員を設定等するものとする。

3 指導員は、入居者の自立支援に熱意を有し、次の第1号から第4号までのいずれか及び第5号に該当する者をもって充てるものとする。

- (1) 東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年3月東京都板橋区条例第10号）第57条に定める児童指導員の任用資格を有する者
- (2) 法第18条の4に定める保育士
- (3) 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- (4) 第1号から第3号までに準ずる者として、区長が適当と認めた者
- (5) 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者

4 補助員は前項第5号に該当する者とする。

(研修)

第8条 事業者は、入居者及び退居後の生活相談等を受ける者（以下「利用者」という。）の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を

行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
(利用者を平等に取り扱う原則)

第9条 事業者は、利用者の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第10条 自立援助ホームに従事する職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利用料)

第11条 事業者は、児童自立生活援助を提供した際には、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち入居者に負担させることが適当と認められる費用の額の支払を受けることができる。

2 前項の費用の額は、入居者の経済的負担を勘案した適正な額とするよう配慮しなければならない。また、当該額は、運営規程に定めた額を超えてはならない。

3 事業者は、第1項の費用の額に係る児童自立生活援助の提供に当たっては、あらかじめ、入居者に対し、当該児童自立生活援助の内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

(管理者)

第12条 自立援助ホームの管理者は、当該自立援助ホームの職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 自立援助ホームの管理者は、当該自立援助ホームの職員に法令及びこの基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第13条 事業者は、自立援助ホームごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 児童自立生活援助の内容並びに入居者から受領する費用の種類及びその額

(5) 入居者の希望に応じて、入居者の所持する物の保管を行う場合には、保管の方法及び入居者に対する保管の状況の報告の方法

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項

(9) 第23条に規定する評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容

(10) その他運営に関する重要事項

(職員勤務体制)

第14条 事業者は、入居者に対し、適切な児童自立生活援助を提供できるよう、自

立援助ホームごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

(非常災害対策)

第15条 事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意をし、これに備えた訓練を行うように努めなければならない。

(申込み、入居及び退居時の対応)

第16条 児童自立生活援助の実施を希望する満20歳未満義務教育終了児童等は、板橋区児童福祉法施行規則(昭和40年板橋区規則第12号。以下「規則」という。)別記第15号様式の25により、児童自立生活援助実施申込書をセンター所長宛に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する満20歳未満義務教育終了児童等からの依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

2 児童自立生活援助の実施を希望する満20歳以上義務教育終了児童等は、規則別記第15号様式の25により児童自立生活援助実施申込書をセンター所長宛に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する満20歳以上義務教育終了児童等からの依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。ただし、満20歳に達する日の前日において、児童自立生活援助が行われていた者であって、引き続き入居を希望する者については、申込書の提出を省略することができる。

3 事業者は、入居者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴等の把握に努めなければならない。

4 事業者は、入居者の退居に際しては、当該入居者に対し、適切な相談その他の援助を行うとともに、福祉サービスを提供する者又は当該入居者の職場等との密接な連携に努めなければならない。

5 事業者は、入居者が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを区に報告するものとする。

(衛生管理)

第17条 事業者は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、自立援助ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(食事)

第18条 自立援助ホームにおいて、入居者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入居者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入居者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

(物品等の保管)

第19条 事業者は、入居者の希望に応じて、入居者の所持する物の保管を行う場合

には、あらかじめ、運営規程に保管の方法及び入居者に対する保管の状況の報告の方法を定めておかなければならない。

2 事業者は、前項の保管を行うに当たっては、入居者に対し、あらかじめ定めた保管の方法及び保管の状況の報告の方法について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

3 事業者は、入居者に対し、ひと月に1回以上、第1項の保管の状況について報告しなければならない。

4 事業者は、入居者の金銭や預金通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者の同意を得ずに取り扱うことがないよう留意しなければならない。

(守秘義務)

第20条 自立援助ホームに従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(帳簿の整備)

第21条 自立援助ホームには、職員、財産、収支及び入居者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(苦情対応)

第22条 事業者は、その提供した児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該自立援助ホームの職員以外の者を関与させなければならない。

(第三者サービス評価)

第23条 事業者は、自らその提供する児童自立生活援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(板橋区等の調査)

第24条 事業者は、区長又はセンター所長からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的に区又はセンターの調査を受けなければならないものとする。

(関係機関連携)

第25条 事業者は、緊急時の対応等を含め、入居者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、センター、児童福祉施設、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(入居、退居及び援助の継続)

第26条 入居者の入居、退居及び援助の継続はセンター所長が入居者の状況を把握

し、管理者と十分な調整を図った上で行うものとする。

(事業開始、廃止等の手続)

第27条 事業者は、事業を開始する2月前までに、規則別記第15号様式の31により、児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業実施届に以下の添付資料を添えて区長宛に届出を行うものとする。なお、区は、届出を受けた後、事業開始前に現地調査等を実施し、届出内容の確認を行う。

- (1) 法人にあっては、定款その他の規約
- (2) 運営規程
- (3) 建物平面図
- (4) 職員の名簿、履歴書及び資格証明書
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書
- (7) 決算書（すでに他の事業を行っている場合）
- (8) 土地・建物の所有等の状況が確認できる書類（登記簿謄本等、賃貸契約書等）

2 前項により届け出た事項について変更を生じたときは、変更の日から1か月以内に、規則別記第15号様式の32により児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業内容変更届に必要な書類を添えて区長宛に届出を行うものとする。

3 事業者は、事業を廃止又は休止しようとするときは、原則としてその2か月前までに、規則別記第15号様式の33により児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届を区長宛に届出を行うものとする。

(運営費)

第28条 本事業に関する経費は、板橋区自立援助ホーム委託費支弁基準（令和4年6月30日付4板子政第114号）により算定するものとし、事業者は月ごとに計算書を添えて、区長宛に規則別記第12号様式による請求書を提出し、支弁を受けるものとする。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第7条第2項関係）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19、20
指導員数 (補助員含む。)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必要指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上